



スポ振第 514 号
令和 3 (2021) 年 1 月 5 日

各県立学校長 様

教育長

不要不急の外出自粛要請中における県内での部活動について (通知)

現在、県では、感染状況及び医療提供体制に関する指標による判断基準を踏まえ、警戒度を「特定警戒」に引き上げ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、県民に対して不要不急の外出自粛を要請しているところです。

県立学校における部活動については、既に別途発出した「地域の感染状況を踏まえた県外での教育活動について (通知)」(令和 2 年 12 月 17 日付け高教第 962 号) によることとしていますが、不要不急の外出自粛要請中における県内での活動については下記のとおりとします。

記

- 1 県内会場において、他県の学校との練習試合や合同練習等は中止又は延期する。
- 2 県内の学校同士での練習試合や合同練習等は中止又は延期する。
- 3 県大会等への参加を検討する場合は、次の条件を全て満たす必要がある。
 - 高体連及び中体連、各競技団体、高文連及び中文連、各種文化活動関係団体などの主催による大会等であること。
 - 主催団体による感染防止対策が十分講じられていること。
 - 会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面を含め、生徒、教師等の感染防止対策を徹底すること。
 - 参加する生徒及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、大会参加への理解と同意を得ていること。

学校安全課	学校安全担当	028-623-2964
高校教育課	指導担当	028-623-3382
特別支援教育室	特別支援教育担当	028-623-3381
スポーツ振興課	競技力向上対策室	028-623-3415